

「美容ライト脱毛」と「医療脱毛」の区別をハッキリさせ 「美容ライト脱毛」が医師法違反にあたらないことを示す

エステサロンなどで行われている「美容ライト脱毛」は、法律の基準があいまいな中、これまでにヤケドや皮膚障害のトラブルで警察問題となった場合、医師法違反容疑がかけられ検挙・有罪判決が下るという事例を繰り返してきた。

それでも全国のエステサロンでは「美容ライト脱毛」の営業が続けられ、テレビ、インターネット、雑誌、新聞、電車の中刷りなどでは、堂々と広告展開がされている。

我々エステティック業界は、いつまでもトラブルを起こせば医師法違反容疑がかけられるという状況のままで営業を続けるのではなく、お客様と働いているエステティシャンのためにも「美容ライト脱毛」が、医師法違反にあたらないことをハッキリ示し、一般社会や消費者に理解してもらう必要がある。

今回は、エステでの「美容ライト脱毛」と医師がおこなっている「医療脱毛」の違いを区別するため、その比較をまとめてみた。現在「美容ライト脱毛」を営業しているサロンは、改めてその違いを自覚し、安全な施術を実施してもらいたい。

※これまでエステサロンの光脱毛が医師法違反容疑に問われている根拠は、平成十三年十一月に厚生労働省医事課長による「レーザーまたはその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為を行えば医師法第十七条に違反する」という再通達文書の見解とされている。したがって、この見解内容を逸脱しない範囲での脱毛は、医師法違反にあたらないということになる。

「医療脱毛」

- 本来は多毛症などの治療を目的とすべき。
- 医師の免許を有した医師が行う(看護師や医療スタッフがおこなえば医師法違反)。
- 医療機器の認可を受けた脱毛機器を使用すべき。
- 強い光エネルギーで毛乳頭などを破壊する永久脱毛治療が行える。
- 痛み止め、化膿止めの等の医薬品を使用できる。

2 面

日本エステティック機構が
「美容ライト脱毛」サロンを認証
2014年10月より申請受付開始!

「美容ライト脱毛」

- 美容のためのムダ毛処理が目的
 - 専門知識(脱毛や脱毛機器)と技術を習得したエステティシャンが施術する(エステティック振興協議会が美容ライト脱毛教育制度実施中)。
 - 安全が確保された美容用の脱毛機器を使用する(エステティック振興協議会で美容ライト脱毛機器適合審査制度実施中)。
 - 弱いエネルギーの光で除毛、減毛のための脱毛を行い、毛乳頭、皮脂腺開口部等は破壊しない。
- ※エステサロン等で行う光脱毛は、医療脱毛とハッキリ区別するため、すべてのサロンが「美容ライト脱毛」という呼び名に統一する必要がある(エステティック振興協議会では、業界統一美容ライト脱毛制度を実施している)。

エステティック
ジャーナル

Esthetic
Journal
Since 1993

2014

5
月

No.459

年間購読料 6,000 円 (税・送料込)

発行所 株式会社たぶらす
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-7 蔵下ビル3階
編集・発行人 石坂泰造
TEL.03-6206-9212 FAX.03-5256-0041
mild2@est-j.net http://www.est-j.net